

## 感染症と出席停止について

学校は心身の発達途上にある生徒が集団生活をする場です。一般公衆衛生法規の要求する以上に、感染症予防に留意しなければなりません。下の表にあるような病気にかかった場合は、法により出席停止の扱いを受けます。速やかに**担任まで連絡してください**。なお、医師より治癒証明書が出るまで、登校はできません。（この期間は出席停止となり、欠席にはなりません）

	病 名	出席停止の基準
第 一 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群及び鳥インフルエンザ	治癒するまで
出席停止期間については、第2種の伝染病にかかった者については、次の期間。ただし、病状により、 <u>学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。</u>		
第 二 種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状の消退後2日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	伝染のおそれがないと認めるまで
第 三 種	コレラ、細菌性赤痢、マイグラー肺炎、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	伝染のおそれがないと認めるまで

